



徳島 SDGs パートナー制度 申請ガイド



徳島県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

—目次—

I SDGs とは

II 企業にとっての SDGs とは

III 制度概要

IV 登録フロー・申請書類記載例

V Q & A

I SDGs とは

2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された **2030 年までの国際目標**であり、貧困の解消や気候変動対策など持続可能な世界を実現するための **17 のゴール（目標）と 169 のターゲット**から構成されています。

また、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、この目標の達成には、行政、県民、事業者・団体など、全てのステークホルダーが共に手を携え、取組を進めていくことが求められています。

【17 のゴール】

	1 貧困をなくそう		2 飢餓をゼロに		3 すべての人に健康と福祉を
	4 質の高い教育をみんなに		5 ジェンダー平等を実現しよう		6 安全な水とトイレを世界中に
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8 働きがいも経済成長も		9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを		12 つくる責任つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を		14 海の豊かさを守ろう		15 陸の豊かさも守ろう
	16 平和と公正をすべての人に		17 パートナーシップで目標を達成しよう		

【169 のターゲット等については、こちらを参照ください】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/statistics/index.html>（外務省ホームページ）

Ⅱ 企業にとってのSDGsとは

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売上拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来にわたって継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、**SDGs（エスディーゼーズ）の活用**が注目を集めています。

SDGsは国連で採択されたものですが、すでに**ビジネスの世界での「共通言語」**になりつつあります。そして、これらのゴールを達成するために、日本経済団体連合会や各業界団体、地方銀行、さらに、個別の企業においても取組が広がってきています。特に、世界を相手に事業を展開する大企業では、**バリューチェーン全体の見直し**を始めており、関連する**サプライヤーにも影響が広がる**と考えられます。

SDGsの普及とともに、市場のニーズ、そして取引先からのニーズとして、SDGsへの対応が求められるようになってきています。実際、**投資の条件**として、収益だけではなく、SDGsに取り組んでいるかどうかも見られる時代になってきているのです。

SDGsが関係するのはグローバルな取組だけではありません。企業が行う事業そのものはもちろん、普段から取り組んでいる節電や節水、社員の福利厚生など、企業が行う行動すべてがSDGsとつながります。

SDGsのゴール・ターゲットを見ると、自社の取組とのつながりに気づきます。そこから、自社の強みは何であるかを改めて見直したり、SDGsに示された課題を解決できる**自社の潜在能力に気づく**ことができたりします。

持続可能な会社にするためには、今の社会のニーズだけでなく将来のニーズも満たすような事業展開が必要です。SDGsを掲げた企業経営によって、**持続可能な企業へと発展**していきましょう。

(令和2年3月環境省作成 すべての企業が持続的に発展するために－持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイドーより抜粋)

Ⅲ 制度概要

1 制度の背景と目的

持続可能な社会とSDGsを原動力とした地方創生の実現に向けて、SDGsに取り組む事業者等の裾野の拡大による、地域課題等の解決や地域経済の活性化に向けた取組を促進する観点から、徳島県内で積極的にSDGsに取り組む事業者等を「見える化」する「徳島SDGsパートナー制度」を創設しました。

徳島県においては、官民連携組織「徳島SDGsプラットフォーム」を設置し、あらゆるステークホルダーとの連携強化を進めており、また、県内においては、地域金融機関等の支援により、事業者等においてSDGsに取り組む宣言が行われるなど、地域と連携した取組が拡大しているところです。

今後、こうした取組を加速させていくことが重要であり、「徳島SDGsパートナー制度」では、県内の事業者等において、自らの活動とSDGsの関係性をセルフチェックし、重点的な取組等の設定を行うことを通じて、自らの組織全体でのSDGsの理解につなげていくことはもとより、SDGsに積極的に取り組む事業者等の「見える化」や、地域の様々なステークホルダーと連携した支援により、さらなる取組の推進や新たな価値の創造を促し、地域の自律的好循環を生み出すことを目指しております。

2 対象

徳島県内に事業所等を有する、法人、団体又は個人事業主で、次の全てに該当する者。

- (1) 県税などの租税公課の未納がないこと。
- (2) 暴力団等反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力との関係がないこと。
- (3) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

3 要件

次の全ての要件に該当するもの。

- (1) 経済・社会・環境の3側面における重点的な取組及び目標が設定されていること。
- (2) 自らの活動とSDGsの17のゴール等との関連付けがなされていること。

4 申請方法

登録の申請に当たっては、次の書類を電子申請システム又は電子メールで提出してください。登録料は無料です。

- (1) 徳島SDGsパートナー申請書（様式第1号）
- (2) 徳島SDGsパートナーアクション（様式第2号）
- (3) 徳島SDGsパートナーチェックリスト（様式第3号）

※登録企業掲載時に使用する場合がありますので、企業ロゴ画像データを可能であれば併せて提出ください。

※様式はPDFファイルに変換せず、元のファイル形式のままで提出してください。

※電子メール等での申請が困難な場合は、次の問合せ先までご相談ください。

【電子申請システム】

https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9278

【問合せ・メール提出先】

徳島県 観光スポーツ文化部 万博推進課 企画担当

電話番号 088-621-2125

メールアドレス sdgs@mail.pref.tokushima.lg.jp

5 登録の実施

申請内容が、登録の要件の全てに該当すると認められるときは、「徳島SDGsパートナー」として登録し、メールでの連絡及び登録証を交付します。申請内容に疑義・不備がある場合は、担当者から連絡があります。

6 ロゴマークの使用

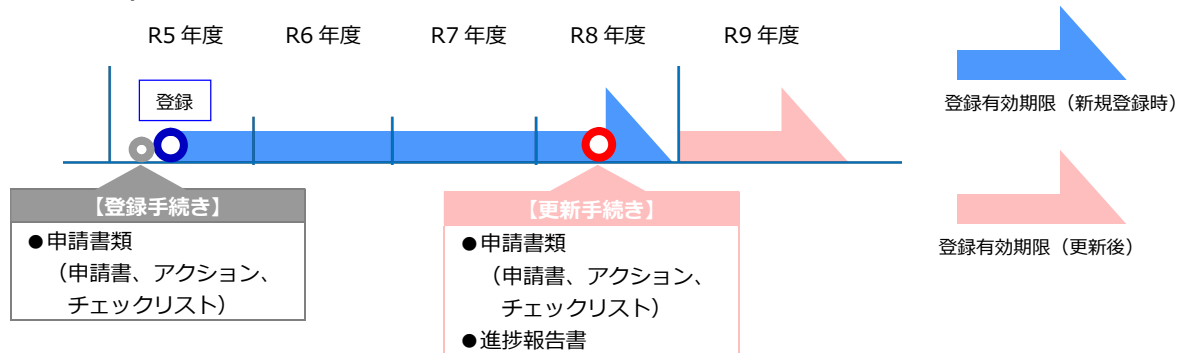
徳島SDGsパートナーは、登録期間中に県オリジナルロゴマークを使用することができます。登録後、県からロゴデータの配布を行います。使用に当たっては、徳島県SDGsロゴ使用取扱要綱をご確認ください。

【徳島県SDGsロゴ使用取扱要綱】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7214609/>

7 登録の有効期限・進捗報告及び更新

登録の有効期限は、登録の日から3年を経過する日が属する年度末(3月31日)までとします。有効期限が到来する際には、登録の更新手続き及び進捗報告が必要となります。[4 申請方法]の(1)～(3)に、徳島SDGsパートナー進捗報告書(様式第4号)を添付し提出してください。更新等に当たっての、申請時期は、改めて事務局から案内いたします。(イメージ)



8 登録の変更・辞退

県に提出した登録内容に変更がある場合は、「4 申請方法」に掲げる書類の変更部分を、赤字で修正の上、速やかに提出してください。

また、登録を辞退する場合には、「登録辞退届(様式第5号)」を提出してください。

9 登録のメリット

「徳島SDGsパートナー」になると、次のようなメリットがあります。

- (1) SDGsの達成に積極的に取り組む「徳島SDGsパートナー」として、県が公式ホームページ等で対外的にPRします。
- (2) 登録証を交付します。
- (3) 名刺やホームページなどに県オリジナルロゴを使用できます。
- (4) 徳島SDGsプラットフォームの会員としてメールマガジン等の情報を得ることができます。
- (5) セミナーや講師派遣など、SDGs推進の伴走支援を受けることができます。
- (6) CLOSED Mart (SDGs推進につながる社会貢献型職域販売サイト) の利用ができます。
- (7) 徳島SDGsパートナー事業所等交流会へ優先的に参加することができます。
- (8) とくしま経済飛躍ファンド助成事業での加点措置の対象となります。

県オリジナルロゴ（詳しくはリンク先をご確認ください）

「渦潮」をモチーフに、SDGs パートナーそれぞれの取組を、渦潮の波に見立て、17 色で表現することで周りのステークホルダーのを巻き込み、「SDGs の取組の輪が更に広がる」とともに、

SDGs 達成（中央）に向かって取組が進んでいくという願いを込めたロゴマーク。

※特定の商品やサービス等への表示、掲載はできません。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7214609/>



徳島 SDGs プラットフォーム（詳しくはリンク先をご確認ください）

あらゆる主体との連携強化やパートナーシップ構築を目指す官民連携組織で、会員はメールマガジン等によりイベント情報等を受け取ることができます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7209454>



CLOSED Mart（詳しくはリンク先をご確認ください）

食品ロス等の削減を通じて SDGs 達成を目指す、会員限定 EC サイト（社会貢献型職域販売サイト）であり、従業員への SDGs の浸透・福利厚生に活用いただけます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7214381/>



10 注意事項

登録後、次のいずれかに該当すると認められるときは、登録の取消しを行います。

- （１）虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- （２）法令に違反する重大な事案が発生した場合
- （３）SDGsの達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合
- （４）対象者の要件に該当しなくなった場合
- （５）企業等としての活動実態がないと判断される場合
- （６）電話、Eメール、手紙等による連絡がとれなくなり、1年を超えた場合
- （７）その他、徳島SDGsパートナーとして適当でないと認める場合

Ⅳ 登録フロー・申請書類記載例

ステップ1 SDGsの理解

- SDGsの理念、17のゴール等の理解
- SDGsに取り組む意義や効果、実践例を知る

参考

- ・申請ガイド 【Ⅰ、Ⅱ参照】
- ・支援メニュー

ステップ2 申請準備

- 制度概要、登録対象等の確認
- 必要書類をダウンロード、申請書（様式第1号）を作成

参考

- ・申請ガイド 【Ⅲ参照】
- ・Q & A 【Q3、Q4参照】

ステップ3 チェックリスト（様式第3号）の作成

- チェックリスト41項目において、基本項目全20項目に加え、チャレンジ項目21項目の内、5項目以上に「取組状況」、「具体的な取組」を記載することが必要

参考

- ・Q & A 【Q5参照】

ステップ4 アクションシート（様式第2号）の作成

- 経営方針や主な事業とSDGsの関係性を整理
- 重点的な取組及び指標を設定
- ※チェックリストの記載内容を参考に重点的な取組を設定

参考

- ・Q & A 【Q4参照】

ステップ5 申請

- 県電子申請システム又はメールにより申請書類を提出
- ※申請内容の修正・確認等の必要がある場合は、県万博推進課から随時担当者様に連絡いたします。

参考

- ・県電子申請システム【リンク】
- ・メール提出先
徳島県万博推進課企画担当
sdgs@mail.pref.tokushima.lg.jp

ステップ6 登録

- 県からメールにより登録連絡、県ホームページに掲載

参考

- ・Q & A 【Q6参照】

ステップ7 SDGsの推進

- チェックリストやアクションシートに記載内容を基にSDGs達成に向け取組を推進
- 取組に当たっては、支援メニュー等を活用

参考

- ・Q & A 【Q6参照】
- ・オリジナルロゴ【ロゴ】
- ・支援メニュー

進捗報告・更新

・登録期限が近づくと、進捗報告及び更新手続きについて、県から案内いたしますので上記ステップと同じ方法で申請してください。

（参考）申請ガイド【Ⅲ7参照】

変更

・申請内容を変更したい場合は、登録時に提出した書類の変更箇所を**赤字で修正**し、「ステップ5」と同じ方法で申請してください。

登録辞退

・登録を辞退するときは、「登録辞退届(様式第5号)」を作成し、「ステップ5」と同じ方法で申請してください。

令和5年4月1日

徳島県知事 様

企業・団体名 株式会社徳島SDGs社
 代表者役職・氏名 代表取締役社長・阿波太郎

徳島SDGsパートナー申請書

徳島SDGsパートナー制度実施要綱の規定により、次のとおり申請します。
 (次のうち該当するものにチェック☑してください。)

☒ 登録申請 (第4条) ☐ 更新申請 (要綱第7条) ☐ 変更申請 (要綱第8条)

<登録申請者概要>

団 体 名	(かぶしきがいしゃとくしまえすでいじーずしゃ) 株式会社徳島SDGs社
所 在 地	〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
区 分	☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人事業 ☐ その他 ()
業 種	[学術研究・専門・技術サービス業] ※ [] 内のリストから選択
事 業 概 要	自治体、事業者等を対象とした、SDGsに関する計画策定などのコンサルティング業務、セミナー開催、講師派遣
ホ ー ム ペ ー ジ URL	https://www.tokushimasdgs.com
連 絡 先	所 属 総務部管理課 SDGs 推進室
	職・氏名 係長・吉野川花子
	電 話 番 号 088-621-0000
	メー ル ア ド レ ス h-yoshinogawa@tokushimasdgs.co.jp

※変更の場合は、変更箇所を赤字で入力してください。

<確認欄> (☐にチェックを入れてください。)

宣 誓	☒	SDGsの趣旨に賛同し、SDGsの達成に向けて取り組みます。
	☒	県税等租税公課の未納はありません。
	☒	反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関わりはありません。
	☒	その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反はありません。
情 報 共 有	☒	申請情報について、県がホームページで公表することに同意します。
プラットフォーム入会	☒	「徳島SDGsプラットフォーム」への入会について同意します。

※全てにチェックが入っていないと申請できません。

「徳島SDGsプラットフォーム」の詳細については、【こちら】から確認ください。

【全提出ファイル共通】PDFに変換せず提出してください。

- ・ 押印は不要です。
- ・ 県内に本社がある場合 → 本社又は県内事業所ごとに申請
- ・ 県外に本社がある場合 → 県内の事業所から申請

- ・ 該当する項目に一つチェックを入れてください。

- ・ 該当する項目に一つチェックを入れてください。

- ・ [] 内からの該当する業種一つを選択してください。

- ・ Webサイトをお持ちの場合は、URLを記載してください。
- ・ SDGs関連ページがある場合は、該当ページURLを記載してください。

- ・ 登録連絡、申請内容確認などに必要なため、担当者様の連絡先を記載してください。
- ・ 担当者や連絡先が変わる場合は、その都度「変更申請」により修正後の申請書を提出してください。

- ・ <確認欄> は全てにチェックが入っていないと申請できませんので、注意してください。

- ・ SDGsパートナー登録をされると、同時に「徳島SDGsプラットフォーム」の会員となります。
- ・ プラットフォームでは、会員へのメールマガジンの配信等により、SDGsの情報連携を図ります。

徳島SDGsパートナーアクション

事業者名:株式会社徳島SDGs社

- ・ 押印は不要です。
- ・ 様式第1号(申請書)に記載している事業者名と同一にしてください。
- ・ (株)などの略称表記はしないでください。

<SDGs達成に向けた経営方針や主な事業>

弊社の経営理念である「SDGsに基づいた誰一人取り残さない地域づくり」に基づき、関係機関や地域へのSDGsの普及と取組促進を促し、社員・顧客・地域とともにSDGsの達成に貢献していきます。

- ・ 申請者の2030年SDGs達成に向けた経営方針や主な事業と、その結果として実現できる(したい)理想像や目指す姿について記載してください。

<SDGsに関する重点的な取組み及び指標>

三側面	SDGsに関する重点的な取組	指標	達成する主なSDGs
経済	【地域資源の積極利用】 県内林業事業者と連携し、地元木材を活用した新商品を開発	2022年 2商品 ↓ 2030年 8商品	  
社会	【ダイバーシティ経営の推進】 女性管理職比率を引き上げ	2022年 10% ↓ 2030年 50%	 
環境	【森林資源の整備】 「SDGs 森づくり宣言」を行い、間伐、植林を実施	2022年 0回 ↓ 2030年 8回(累計)	

【三側面】

- ・ 様式第2号(チェックリスト)の分類を参考にいただき、複数の側面に該当する場合でも、最も該当する側面に取組を記載してください。
- ・ 経済、社会、環境にそれぞれ1つ以上の取組を記載してください。

【SDGsに関する重点的な取組】

- ・ 様式第3号(チェックリスト)で記載した内容を含め、SDGs達成や地域の課題解決に向けた重点的又は対外的にPRをしたい取組を記載してください。

【指標】

- ・ それぞれの取組に対する「目指す姿」の実現を念頭に、登録期間の3年先又は2030年に向けた数値目標を記載してください。(数値化が困難な場合は、「～を実施する。」、「～を増加させる。」という表現でも構いません。)
- ・ 事業者によって取組状況等が異なるため、一律の基準設定はありませんが、本書類は、県ホームページでの公表の対象ですので、それぞれの事業者がSDGs達成や地域の課題解決に資する重点的な取組及び指標を設定してください。

【達成する主なSDGs】

- ・ 様式第3号(チェックリスト)を参考に、SDGsのマークを3つまで貼り付けてください。

- ・ 「SDGsに関する重点的な取組」には、経済・社会・環境のそれぞれ1つ以上の取組を記載してください。
- ・ 「指標」には、それぞれの取組に対する現状と目標年(3年先又は2030年)、目標(原則、数値目標)を記載してください。
- ・ 「達成する主なSDGs」には、SDGsのマークを3つまで貼り付けてください。

カテゴリー	No	チェック項目	取組状況	具体的な取組 (記入欄)	③側面		
					経	社	環
基本項目(20項目:No. 1～No. 20)							
人権・労働	1	【差別・ハラスメントの禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別や各種ハラスメントを防ぐための体制整備や研修が実施され、社内の人権侵害等がないことを確認している。	①取組中	・雇用、教育、昇進・登用、福利厚生など、あらゆる雇用条件及び職場環境において、差別しない体制・運営を徹底している。 ・外国人技能実習生等の外国人労働者への適切な処遇や労働環境の整備を行っている。			
	2	【ワーク・ライフ・バランス】 ・働き方改革の推進による仕事と家庭の両立の推進や子育てに優しい職場環境づくりなどに積極的に取り組んでいる。	①取組中	【予定】業務効率化による労働時間の短縮など働き方改革への取り組み、半日・時間単位で利用できる有給休暇制度の設置や有給休暇の取得奨励、テレワークの導入などを推進し、育児、ボランティア活動に積極的に参画できるなどの環境を整える。			
	3	【安全衛生・メンタルヘルス】 ・労働災害や長時間労働等の防止に取り組み、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる。また、メンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる。	①取組中	・社員向けの労働安全衛生講習会の実施、社内ホームページ等を活用して周知徹底している。 ・安全衛生優良企業公表制度認定(厚生労働省)を取得している。 ・【予定】メンタルヘルスに関する方針や計画の策定、研修を実施する。			
チャレンジ項目(21項目:No. 21～No. 41)							
人権・労働	21	【人材育成】 ・労働者に適切な能力開発、教育訓練の機会を提供している。	①取組中	・職務や役割に応じた研修体系(主任研修、管理監督者研修他)を整備し実施している。 ・【予定】外部研修の受講や各種資格の取得など、社員の教育機会を確保する。			
	22	【人材の確保】 ・企業の成長戦略の実現に向け、UIターン就職の促進や若者の県内就職の促進などに関する取り組み、就職氷河期世代の就職支援に関する取り組みを実施している	①取組中	・高校生や大学生のインターンシップの受け入れや地元学生の雇用を積極的に行っている。 ・学生や社会人を対象にした就職関連イベントに積極的に参加し、優秀な人材の確保に取り組んでいる。 ・【予定】英語による採用ページを開発し、外国人材の確保に努める。			
製品サービス	23	【環境配慮製品】 ・製品のライフサイクルにおける環境に配慮した開発・設計を進めている。	①取組中	・製品設計時におけるライフサイクルでの環境影響の把握を行っている。 ・グリーン購入など環境に配慮した製品を優先的に購入している。 ・徳島県リサイクル認定制度(リサイクル製品、3Rモデル事業所)の認定を受けている。			
	24	【社会課題解決製品・サービス】 ・社会課題を解決する製品・サービスの開発・展開を進めている。	①取組中	・特定の社会課題解決をテーマとした製品開発を推進している。			
	25	【デジタル化の推進】 ・ICTやAIを活用したデジタル化等のDXの推進により業務の効率化やビジネスモデルの変革に取り組んでいる。	①取組中	・事業戦略や経営計画等において、デジタル化の取り組みを位置付けている。 ・会議資料やカタログ等の電子化を進めている。 ・【予定】書類の電子化等を進め、従業員のテレワーク体制を整備する。			

-10-

- ・押印は不要です。
- ・様式第1号(申請書)に記載している事業者名と同一にしてください。

【取組状況】

- ・「取組状況」欄にて、次の4つから選択(入力)してください。
①取組中 ②取組予定
③対象外 ④取組無し
※「④取組無し」の場合、項目数としてのカウントに含まれませんので注意してください。

【具体的な取組(記入欄)】

- ・基本項目の20項目全てに「取組状況」「具体的な取組」が記載されていることに加え、チャレンジ項目のうち5項目以上に「取組状況」「具体的な取組」を記載してください。
- ・「②取組予定」のものは、「具体的な取組」欄において、「【予定】～取組予定の内容～」と記載してください。
- ・「④対象外」のものは、「具体的な取組」欄において、「【対象外】～対象外の理由～」を記載してください。

【チャレンジ項目注意事項】

- ・チャレンジ項目については、「①取組中」「②取組予定」で具体的な取組が記載されているものが5項目以上必要となります。

※チャレンジ項目の場合、「④取組無し」に加え、「③対象外」も「具体的な取組」に対象外の理由を記載しても項目数のカウントになりませんので注意してください。

V Q & A

【1. SDGsについて】

Q 1 - 1 「持続可能な社会を実現するための 17 の開発目標」(SDGs) とはどのようなことですか。

A 2015 年から 2030 年までに、国連に加盟する全ての国が、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発を進めるために国連が定めた目標です。
詳細は、国連広報センターのホームページに掲載されています。

<国連広報センターHP>

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

Q 1 - 2 企業等が SDGs を推進することで期待される効果はどんなことが考えられますか。

A 企業等が SDGs を推進することで次の効果が見込めると考えています。

【SDGs 推進により期待される効果】

- ・ブランドイメージ向上
- ・金融機関・投資家等との連携
- ・人材の確保・育成
- ・従業員のモチベーションアップ
- ・販路拡大
- ・経営リスクマネジメント
- ・社会的課題解決につながる新商品・サービスの開発 等

【2. 制度について】

Q 2 - 1 徳島 SDGs パートナー制度とは、どのような制度ですか。

A SDGs の 17 のゴールと事業活動との関連について「気付き」を得るとともに、具体的なアクションを進めていただくきっかけをつくる「登録」制度です。

県では、SDGs のゴール等につながる具体的な取組を提示し、提示内容を踏まえ具体的なアクションに取り組む事業者等を登録し、オリジナルロゴの提供やホームページによる公表などにより支援していきます。

Q 2 - 2 徳島 SDGs パートナー（又は徳島 SDGs プラットフォーム会員）になれば、「SDGs 達成に向けた取組をしていること」の証明になりますか。

A 登録要件を満たす企業等には県から登録証を発行しますが、それによって、県が、徳島 SDGs パートナー（又は徳島 SDGs プラットフォーム会員）の商品・サービス等の品質そのものを認証・保証するものではありません。本制度では、登録をきっかけとして SDGs に関して理解を深め、独自の取組が進むことを期待しています。

<徳島 SDGs プラットフォームについて>

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7209454>

Q 2 - 3	徳島 SDGs パートナーの募集は今後も行うのですか。
	A 年 2 回程度の募集を行う予定です。募集期間等については、県のホームページ等にてお知らせします。
Q 2 - 4	具体的な取組が決まっていない場合は、申請できないのでしょうか。
	A 取組が決まっておらず、これから SDGs について学びたい、情報収集したい場合は、まず「徳島 SDGs プラットフォーム」への入会を申請してください。県からの情報提供やイベント等への参加を通じて自社の取組を検討いただいた上で、パートナー制度へのステップアップ（登録申請）をお願いします。 ＜徳島 SDGs プラットフォームについて＞ https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7209454

【3. 申請・登録について】	
Q 3 - 1	申請時点では具体的な取組を実施していなくても申請できますか。
	A 徳島 SDGs パートナーに登録されるためには、申請時点で既に SDGs の取組を実施していること、又は 1 年以内に取組を行い要件を満たす見込みであれば申請可能です。取組内容の変更や進捗状況の更新があれば、随時申請書類を修正し、変更申請してください。
Q 3 - 2	徳島県内に事業所（支店・営業所・工場等）を有していませんが、県内企業等との取引がある場合や、短期のうちに県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。
	A 申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。
Q 3 - 3	県外に本社があり、県内に事業所（支店・営業所・工場等）がある場合、事業所名で申請できますか。
	A 可能です。申請者は県内にある事業所等の名称で行ってください。
Q 3 - 4	県内に複数の事業所（支店・営業所・工場等）がある場合、それぞれで申請するのですか、一括で申請するのですか。
	A 同じ組織であっても、事業所ごとに取組を「見える化」するとともに、登録後、県から配信する情報や連絡を、各事業所に確実に届けるため、それぞれの事業所等ごとの申請を推奨しています。 ただし、全ての事業所等において統一的な取組が確保され、組織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。

Q 3 - 5	個人、自治体、県立・市町村立学校は、申請可能でしょうか。 A 本制度は、事業者等の事業活動と SDGs を関連付け、具体的なアクションを進めていただくことを目的としていますので、個人、自治体、公立学校は対象外です。 なお、「徳島 SDGs プラットフォーム」は、目的に賛同頂ければ、どなたでも入会が可能です。 <徳島 SDGs プラットフォームについて> https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7209454
Q 3 - 6	申請や更新にあたり、手数料や登録料などの費用はかかりますか。 A 費用は発生しません。
Q 3 - 7	申請後から登録までの流れを教えてください。 A 申請期間終了からおおむね1ヶ月を審査期間として、登録を行います。例えば、4, 5月が申請期間の場合、7月上旬に登録となります。 なお、書類不備等により補正を依頼した場合において、審査期間内に補正が完了しないときは、次回登録期間まで登録が遅れることがあります。
Q 3 - 8	郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。 A ペーパーレス化の推進のため、郵送、持参による提出は受け付けていません。 申請は、電子メール又は電子申請システムにより行ってください。
Q 3 - 9	登録期間は3年間とありますが、更新の際にはどのような書類が必要となりますか。 A 登録の有効期間が満了する年度内に、県から対象者に更新について案内します。更新の際は、登録申請時と同様の書類に、進捗報告書を添付し提出いただきますが、様式等が変更となっている場合がありますので、最新の申請ガイド等を確認の上、申請をお願いします。
Q 3 - 10	登録となった場合、連絡等はあるのですか。 A 登録となった申請者に対し、メール等で連絡します。その際、申請書に記載されている担当者のメールアドレスに送信します。

【4. 様式第1号（申請書）、様式第2号（SDGsアクション）の書き方について】	
Q 4 - 1	「申請書」の業種について、どれを選んだら良いかわかりません。 A 業種は、日本産業分類をベースにしていますが、複数あてはまる場合は、SDGs の取組を通じて主にPRしていきたい業種をひとつ選んでください。
Q 4 - 2	提出書類に押印は必要ですか。 A 必要ありません。

Q 4 - 3 SDGs に関する重点的な取組の記載方法について教えてください。 A 重点的な取組は、様式第 3 号（チェックリスト）で記載した内容を含めた、SDGs 達成や地域の課題解決に向けた重点的又は対外的に P R をしたい取組を、経済・社会・環境の三側面の全てにおいて記載してください。 経済・社会・環境の三側面の分類については、様式第 3 号（チェックリスト）の分類を参考にいただき、複数の側面に該当する場合には、最も該当する側面に取組を記載してください。
Q 4 - 4 SDGs に関する重点的な取組の指標の記載方法について教えてください。 A 指標は、それぞれの取組に対する「目指す姿」の実現を念頭に、登録期間の 3 年先又は 2030 年に向けた数値目標を記載してください。（数値化が困難な場合は、「～を実施する。」「～を増加させる。」という表現でも構いません。） 事業者によって取組状況等が異なるため、指標設定における一律の基準はありませんが、SDGs アクションについては、公表の対象となりますので、それぞれの事業者が SDGs 達成や地域の課題解決に資する重点的な取組及び指標を設定してください。
Q 4 - 5 申請内容の変更、指標の実績値・目標値を更新したいがどうすればよいか。 A 申請書やアクションシートの内容を変更の上、電子申請システム又は電子メールにて、提出してください。
Q 4 - 6 指標の目標値をクリアできなければ、更新時に何か不利がありますか。 A 指標はあくまでも取組の進捗状況を自己評価するために設定しているものであり、その達成状況によって、更新に影響を与えるものではありません。

【5. 様式第 3 号（チェックリスト）の書き方について】	
Q 5 - 1 「具体的な取組」には、これから取り組もうとしている内容を記載することは可能でしょうか。 A 取り組む時期が、申請から 1 年以内の項目は、「取組状況」を②取組予定とし、「具体的な取組」の冒頭に【予定】と記載した上で、取組予定の内容及び取組予定時期を記載してください。 なお、取り組む時期が 1 年後以降又は未定の場合、記載することはできません。	
Q 5 - 2 全ての項目を満たさなければ登録されないのですか。 A 基本項目全 20 項目に加え、チャレンジ項目（21 項目）のうち 5 項目以上に取組を記載する必要があります。	

Q 5 - 3 取組が記載できない項目があるのですが、空白のまま提出できますか。 A 個人事業主や NPO など、事業形態、業種上記載できない項目がある場合は、「取組状況」を対象外とし、「具体的な取組」の冒頭に【対象外】と記載した上で、「〇〇のため該当なし」と取組が記載できない理由を入力してください。
Q 5 - 4 右側の表「主な SDGs 関連項目」は何を意味しているのですか。 A 事業者等の「具体的な取組」が 17 のゴール及び 169 のターゲットのどの項目の達成に貢献するものなのかを例示しています。「具体的な取組」の内容によっては、必ずしも該当しない場合もありますので、参考としてご活用ください。 <外務省ホームページ> https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/statistics/index.html

【6. その他】	
Q 6 - 1 徳島 SDGs パートナーに登録された後は、何をすればよいのですか。 A 「徳島 SDGs パートナー制度」は、SDGs の 17 のゴールと企業活動との関連について「気付き」を得るとともに、具体的なアクションを進めていただくきっかけをつくるための制度ですので、登録後は、アクションシートやチェックリストに記載した内容に、継続的に取り組んでいただくこととしています。 また、徳島 SDGs パートナーに登録されると、SDGs の達成に積極的に取り組む事業者等として、県ホームページ等において対外的に PR されるとともに、オリジナルロゴの使用や伴走支援のメニューを活用することができます。 伴走支援の例としては、SDGs 経営を実践している企業の事例を基に、従業員も含め企業全体で SDGs に取り組み、経営に活かしていくための講座の開催等を予定しています。	
Q 6 - 2 徳島 SDGs パートナーに登録された場合のメリットはありますか。 A 「徳島 SDGs パートナー」になると、次のようなメリットがあります。 (1) SDGs の達成に積極的に取り組む「徳島 SDGs パートナー」として、県が公式ホームページ等で対外的に P R します。 (2) 登録証を交付します。 (3) 名刺やホームページなどに県オリジナルロゴを使用できます。 (4) 徳島 SDGs プラットフォームの会員としてメールマガジン等の情報を得ることができます。 (5) セミナーや講師派遣など、SDGs 推進の個別支援を受けることができます。 (6) CLOSED Mart (SDGs 推進につながる社会貢献型職域販売サイト) の利用ができます。 (7) 徳島SDGsパートナー事業所等交流会へ優先的に参加することができます。 (8) とくしま経済飛躍ファンド助成事業での加点措置の対象となります。	

	<伴走支援メニュー> https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7213530/
Q 6 - 3 県の対外的なPRでは、どのような内容が公開されるのでしょうか。	
	A 県ホームページにおいては、企業名、所在地、業種、企業ホームページURL、SDGsアクション等を公開する予定です。 チェックリストについては、事業者セルフチェックをしてもらうもののため、公開は予定しておりません。
Q 6 - 4 徳島 SDGs パートナーに登録されていませんが、オリジナルロゴを使用することはできますか。	
	A できません。 オリジナルロゴは、徳島 SDGs パートナーのみ、使用することができます。 なお、国連が定めるカラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンについては、国際連合広報センターに掲載されている「カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン」に従い、使用してください。 <カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン> https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/SDGs_logo/
Q 6 - 5 交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のホームページで公開してもいいですか。	
	A SDGs の取組の輪を県下全域に広げるため、積極的に社内での掲示や各社のホームページでの公開等を行っていただきますようお願いします。 ただし、登録証の加工等は行わないでください。

※この申請ガイドは随時更新していきます。

更新履歴

R 5. 3. 1 0 作成

R 5. 3. 2 0 更新（Q 3 - 5 の表記変更 他）

R 5. 6. 1 更新（【問い合わせ・メール提出先】変更）

R 6. 4. 1 更新（【問い合わせ・メール提出先】等変更）

R 6. 9. 3 更新（登録メリット追加）

R 6. 12. 9 更新（登録メリット追加）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

